

公益社団法人 日本臨床細胞学会 最優秀論文賞選考に関する施行細則

第1条 本法人は、本学会学術面の向上に寄与した臨床細胞学に関する優れた論文に対し、最優秀論文賞を授与する。

第2条 本賞は賞状並びに賞金をもってこれに充てる。

第3条 対象論文は、本学会機関誌（日本臨床細胞学会雑誌又は Acta Cytologica）に掲載された論文とするが、それ以外の雑誌に掲載された論文も選考対象とすることができる。理事又は評議員により推薦されたものとするが、自薦も可とする。

第4条 対象論文は原則として和文論文1篇、英文論文1篇の合計2篇（筆頭執筆者各1名計2名）とし、論文の種別は問わない。対象論文は前年1月より12月の間に雑誌に掲載された論文とする。

第5条 選考委員会は学術委員長を選考委員長として、学術委員会及び編集委員会より選出された委員で構成する。選考は提出された論文につき、研究の独創性、合理性、インパクト、将来性などの面から評価する。

第6条 理事長は理事会の承認を経て受賞者を決定する。なお、審査の過程は理事会に報告するものとする。

第7条 応募方法については、日本臨床細胞学会のホームページ及び日本臨床細胞学会雑誌のイエローページに広報する。

第8条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。